平成２４年（フ）第７２号
兵庫県伊丹市伊丹４丁目４番６号
債務者　石原　　拓
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２８号
鳥取県米子市新開３丁目３番40号　Ｃ－１号
債務者　大場　愼吾
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２４号
広島県三原市皆実５丁目２番26号
債務者　中嶋　正和
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
愛媛県松山市南梅本町918番地２　スペースハウスＣ―201号
債務者　能瀬　俊樹
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２号
愛媛県松山市南梅本町918番地２　スペースハウスＣ―201号
債務者　能瀬　麻紀
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８号
愛媛県松山市祝谷６丁目1262番地３
債務者　加地トシ子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
福岡県筑後市大字西牟田5982番地１
債務者　田島喜久雄
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第５０号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1144番地７
債務者　吉田　美里
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
大分県別府市大字鶴見4546番地の105
債務者　佐島カズ子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝2597番地１　たつごう中勝ハイツ200号、旧住所鹿児島市真砂町79番11号　シャンボールマエダ301号
債務者　津郷　龍大
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第６６号
岩手県遠野市早瀬町２丁目２番30号　ハイツトヨタ301号室、旧住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字玉ノ木13番地
債務者　熊谷　和法
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢62番地823　コーポＫＹ201号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1238番地40
債務者　小林　昌子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口377番地２　２号
債務者　本堂　　正
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５０号
福島市黒岩字弥生38番地の10
債務者　高木　　茂
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４１１号
愛知県小牧市掛割町55番地１
債務者　長尾　友博
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６０号
名古屋市天白区井口１丁目210番地　サンライズマンション105号
債務者　中村　道代
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７号
富山県中新川郡立山町利田1808番地の26
債務者　山田栄美子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
富山地方裁判所民事部